

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 5
- 指定管理者の指定（2件）【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 12
- 指定管理者の指定【建設局公園緑地部公園管理課】 14

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【港湾空港局港営部港営課】 15

北九州市告示第460号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、第5条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原46番93
戸畑共同火力株式会社
代表取締役社長 佐藤 直樹

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原46番93
戸畑共同火力株式会社

(3) 特定施設の構造等変更の概要

使用排水口の統一

(4) 排水水に関する事項

ア 排水口名

No. 10排水口及びNo. 13排水口

イ 排水量及び汚染の状態

排水口名	No. 10排水口	
	変更前	変更後
排水水の量 (m^3 /日)	通常 4,191,690 最大 4,192,230	通常 4,193,785 最大 4,194,575
水素イオン濃度	通常 7.7~8.2 最大 7.7~8.2	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 3.0 最大 4.5	同左
浮遊物質	通常 12	同左

(mg/ℓ)	最大	20	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (mg/ℓ)	通常	0.7	同左
	最大	0.9	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	4.0	同左
	最大	6.0	
^{りん} リン含有量 (mg/ℓ)	通常	0.3	同左
	最大	0.6	
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	5.0	同左
	最大	10.0	
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	2.0	同左
	最大	4.0	

排水口名	No. 13排水口	
	変更前	変更後
排出水の量 (m ³ /日)	通常 2,095 最大 2,345	通常 0 最大 0
水素イオン濃度	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	—
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 12.9 最大 27.7	—
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 20.4 最大 22.4	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (mg/ℓ)	通常 1 最大 1.5	—
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 10.4 最大 14.8	—
^{りん} リン含有量 (mg/ℓ)	通常 1.3 最大 2.9	—
ほう素及びその化	通常 201.7以下	—

合物 (mg/l)	最大	324	
ふっ素及びその化	通常	300以下	
合物 (mg/l)	最大	350	—

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年12月14日から平成30年1月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年1月4日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第461号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	14台	平成29年11月8日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 9 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 1 台	平成 2 9 年 1 1 月 7 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	1 1 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日	
	2 0 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 8 日	
	1 6 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 5 日	
	2 2 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	3 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日	
小倉北区自転車放置禁	1 1 台	平成 2 9 年	北九州市小倉南区下城野一

止区域外		11月1日	丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	平成29年 11月6日	
	5台	平成29年 11月8日	
	5台	平成29年 11月13日	
	5台	平成29年 11月15日	
	5台	平成29年 11月17日	
	6台	平成29年 11月22日	
	4台	平成29年 11月24日	
	1台	平成29年 11月27日	
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	5台	平成29年 11月15日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所

小倉南区自転車放置禁止区域外	7 4 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	7 台	平成 2 9 年 1 1 月 6 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 7 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日	
	7 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日	
	3 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日	
	7 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日	
	1 1 台	平成 2 9 年	

		11月24日	
	103台	平成29年11月27日	
	2台	平成29年11月29日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成29年11月20日	北九州市若松区響南町8番小石自転車保管所
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成29年11月14日	
若松区自転車放置禁止区域外	2台	平成29年11月2日	
	1台	平成29年11月6日	
	1台	平成29年11月14日	
	1台	平成29年11月21日	
	2台	平成29年11月24日	

		日	
	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1 台	平成 2 9 年 1 1 月 8 日	
	2 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 1 台	平成 2 9 年 1 1 月 8 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 7 台	平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9 台	平成 2 9 年 1 1 月 9 日	

戸畑区自転車放置禁止 区域外	1台	平成29年 11月20 日
	1台	平成29年 11月29 日

北九州市告示第462号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第9条、福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則（平成15年北九州市規則第51条）第7条及び北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）第38条の5の規定により、北九州市関門海峡ミュージアム、北九州市旧大阪商船、北九州市旧門司三井倶楽部、北九州市大連友好記念館、北九州市門司港レトロ観光物産館、北九州市門司港レトロ駐車場、北九州市門司港レトロ展望室、福岡県関門海峡ミュージアム、北九州市旧門司税関及び旧大連航路上屋の指定管理者を次のとおり告示する。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
株式会社ビービーディオ ー・ジェイ・ウェスト・ アクティオ株式会社 共同企業体	北九州市小倉北区紺屋 町1番1号	平成30年4月1日から平成35年3月31日 まで（北九州市大連 友好記念館は、同施設 の供用開始の日から平 成35年3月31日まで）

北九州市告示第463号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第9条の規定により、北九州市旧九州鉄道本社の指定管理者を次のとおり告示する。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
九州鉄道記念館運営共同企業体	北九州市門司区清滝二丁目3番8号	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

北九州市告示第464号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、北九州市立白野江植物公園及び志井ファミリープールの指定管理者を次のとおり告示する。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	氏名	住所	
北九州市立白野江植物公園	内山緑地建設株式会社	北九州市小倉北区清水一丁目1番15号	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
志井ファミリープール	岡崎建工株式会社	北九州市小倉北区下到津五丁目9番22号	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

北九州市公告第843号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市太刀浦第1コンテナターミナル電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区太刀浦海岸

北九州市太刀浦第1コンテナターミナル

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 4 5) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 3 0 年 1 月 9 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日並びに平成 2 9 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 0 年 1 月 3 日までの日 (以下「日曜日等」という。)) を除く。) に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
北九州市港湾空港局港営部港営課

イ 日時 公告の日から平成 3 0 年 1 月 3 0 日まで (日曜日等を除く。)
の毎日午前 9 時から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
北九州市港湾空港局門司庁舎 2 階第 1 会議室

イ 日時 平成 3 0 年 1 月 2 3 日午後 2 時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成 3 0 年 1 月 9 日までに競争参加の申出書を北九州市港湾空港局港営部港営課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第 1 号アの場所に書留郵便により、平成 3 0 年 1 月 9 日午後 5 時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
北九州市港湾空港局門司庁舎 2 階第 1 会議室

イ 日時 平成 3 0 年 1 月 3 0 日午後 2 時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、平成 3 0 年 1 月 2 9 日午後 5 時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、契約規則第 5 条

第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市港湾空港局港営部港営課

郵便番号 801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

電話 093-321-5827

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to TachinouraNo.1Containerterminal of Kitakyushu City

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p. m., January 30, 2018

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p. m., January 29, 2018

(4) For further information, Please contact :

Port Management & Operation Division, Port Management & Operation

Department Seaport and Airport Bureau, City of Kitakyushu